

自動車  
運転者の

# バス事業者の皆様へ



令和6年4月1日から適用となります！

## 時間外労働の上限規制・改善基準告示

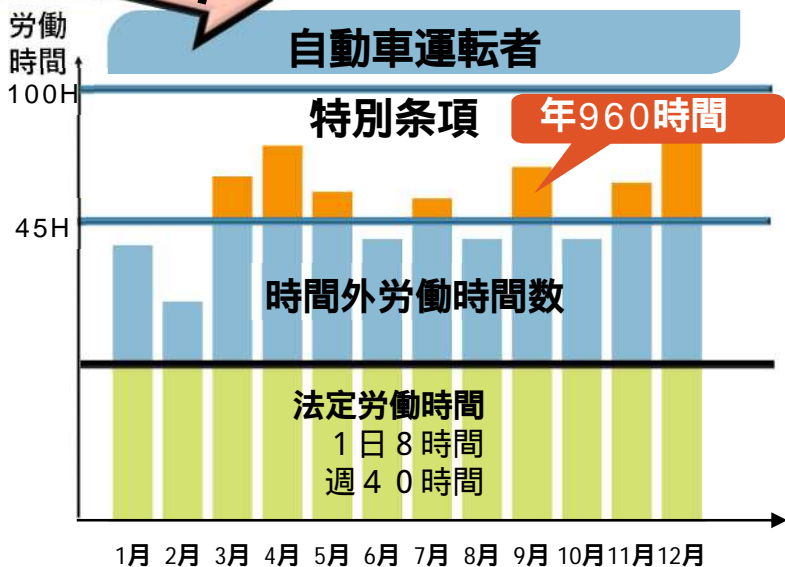
積極的に取り組んで行きましょう！！



進めよう！  
ドライバーの  
働き方改革・TOKYO



ポイント



【原則】 月 45 時間  
年間 360 時間

【特別条項】

(臨時的な特別な事情の場合)

特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、年間960時間  
特別条項の回数制限の適用なし

その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の詳細については裏面をご確認ください。



東京労働局・労働基準監督署(支署)・公共職業安定所

# 改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、令和6年4月1日以降、労働基準法の**時間外労働の上限規制**とともに**改善基準告示**を遵守いただく必要があります。

○1か月（1年）、4週平均1週（52週）の拘束時間 のいずれかを選択

1か月（1年）の基準

【原則】1年間：3,300時間 1か月：281時間以内

【例外】（貸切バス等常務者の場合）：労使協定により、次のとおり延長可

1年：3,400時間以内、1か月：294時間以内（年6か月まで）。281時間超は連続4か月まで

4週平均1週（52週）の基準

【原則】52週3,300時間以内、4週平均1週：65時間以内

【例外】（貸切バス等常務者の場合）：労使協定により、次のとおり延長可

52週：3,400時間以内、4週平均1週：68時間以内（52週のうち24週まで）、65時間超は連続16週まで

○1日の拘束時間：原則13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）

○**休息期間**：継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを**基本**とし、継続9時間を下回らない。

○**運転時間**

2日平均1日：9時間以内、4週平均1週：40時間以内

連続運転時間は4時間以内（運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上）



以下を含めた総合対策をお願いします！



## 安全衛生対策（労働基準監督署）

—「交通労働災害」「腰痛災害」防止対策—

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策  
管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策  
作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。
- 定期健康診断の確実な実施等による健康管理対策  
健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理に取り組みましょう。



## 人材確保・就職支援（ハローワーク）

—「人材確保」「就職支援」を専門スタッフが支援—

- 人材確保等支援助成金をご活用ください！  
労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成
- 求人者の皆様を支援します！  
対象職種の求人募集を行う事業主の方を対象に支援
- 求人・求職のマッチングを促進します！  
対象職種での就職を希望する方を対象に支援
- 求職者の皆様を支援します！  
求人・求職を促進する各種のイベントを開催

